

お知らせ

この度、令和 5 年 6 月 2 日(金)より

院外処方せんに変わります。

院外処方は、患者様にとって利点も多く、お薬の十分な説明や指導等のサービスが受けられるよう、国や政府が推進している事業ですので、ご理解頂きますようよろしくお願いいたします。

～院外処方の特長～

- 他の病院・医院と同じ薬の重複投与や、飲み合わせなどのチェックをしてもらえます。
- 服用するすべてのお薬を調べてもらうことや、残っているお薬の整理をもらうことができます。
- 薬局では患者様のお薬の記録を作っておりますので、お薬に関するきめ細かいサービスを受けることができます。
- 薬局の薬剤師に薬の飲み方や保存方法など、気軽に相談に乗ってもらえます。



※処方せんには有効期限があります。

発行されてから 4日以内に保険薬局へお持ちください。

～自立支援医療受給者証をお持ちの患者様へ～

院外処方への変更に伴い、自立支援医療受給中の患者様は、あらかじめ受給者証に院外薬局名を記載する手続きが必要になります。手続きは、受給者証を発行した市区町村の自立支援医療担当窓口で院外薬局登録の申請を行って下さい。

院外処方せん発行にともない、患者様には薬局に行ってくださいという手間をおかけいたしますが、上記の利点も考慮いただき何卒ご理解の上、ご協力をお願いいたします。

不明な点等ございましたら受付までご相談ください。

令和5年5月1日
磯ヶ谷病院 病院長